



長野県報

12月26日(金)
平成20年
(2008年)
号外

目次

規則

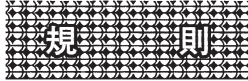
長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課).....	1
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課).....	2
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課).....	2
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課).....	2
学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課).....	3

告示

政治資金規正法事務取扱規程(昭和51年選告示第5号)の一部改正(選挙管理委員会).....	3
---	---

訓令

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)に定める本庁内部部局又は現地機関における兼務に関する規程(昭和56年長野県訓令第1号)の全部改正(人事課).....	4
長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部改正(情報公開・私学課).....	10
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程(平成20年長野県訓令第9号)の一部改正(行政改革課).....	10



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月26日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第50号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条の10第1項第1号から第7号までを削り、同項第8号を同項第1号とし、同項第9号から第12号までを7号ずつ繰り上げ、同項第13号中「消費生活センター及び」を削り、同号を同項第6号とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 生活文化課に、消費生活室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 消費者施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 物価に関する諸調査及び監視に関すること。
- (3) 消費者の苦情相談に関すること。
- (4) 不当品類の提供及び不当表示の防止に関すること。
- (5) 家庭用品等の表示に関すること。
- (6) 訪問販売、割賦販売等に関すること。
- (7) 消費生活協同組合に関すること。
- (8) 消費者の啓発指導に関すること。

- (9) 消費者の安全の確保に関すること。
 - (10) 消費者被害救済委員会及び消費生活審議会の庶務に関すること。
 - (11) 消費生活センターに関すること。
- 3 消費生活室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。
- 別表第32の2の長野県青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

長野県消費者被害救済委員会	長野県消費生活条例(平成20年長野県条例第28号)第23条の規定による消費者の商品等により受ける被害の発生又は消費者の利益の侵害に関する紛争についてのあつせん及び調停に関すること。	消費生活室
長野県消費生活審議会	長野県消費生活条例第38条の規定による消費者施策に関する重要事項の調査審議並びに県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項についての意見の陳述に関すること。	消費生活室

別表第41の長野県木曾看護専門学校長の項の次に次のように加える。

長野県長野消費生活センター所長	消費生活室長
-----------------	--------

附則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成20年12月26日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第51号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(9)中「生活物資等」を「生活関連物資等」に改め、同(9)のウを次のように改める。

- ウ 長野県消費生活条例（平成20年長野県条例第28号）の規定に基づく次の事項
 - (7) 第34条第1項の規定による調査
 - (イ) 第36条第2項の規定による調査
 - (ウ) 第43条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査又は質問（(7)又は(イ)に係るものに限る。）

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

行政改革課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月26日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第52号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表の2の(2)中「別表第1」の次に「の2の2に規定する手数料、同表」を加える。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

会 計 課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（南信教育事務所飯田事務所）

第16条 南信教育事務所、市町村の教育に関する事務（高等学校に関するものを除く。）の指導並びに助言及び援助、小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の連絡調整その他の事務をつかさどらせるため、南信教育事務所飯田事務所を付置する。

2 南信教育事務所飯田事務所の位置は、飯田市とする。

3 南信教育事務所飯田事務所の管轄区域は、飯田市及び下伊那郡とする。

第17条第2項及び第3項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第2項とし、同条第4項第8号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 心身障害児の就学に関すること。

第17条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を削る。

別表第2を次のように改める。

（別表第2）（第15条関係）

教 育 事 務 所

名 称	位置	管 轄 区 域
東信教育事務所	小諸市	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
南信教育事務所	伊那市	岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市 諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡
中信教育事務所	松本市	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡
北信教育事務所	長野市	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡

別表第7の教育事務所の項の次に次のように加える。

南信教育事務所飯田事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	主幹指導主事	指導主事としての職務及び高度な指導主事の事務の総括掌理
	主任指導主事	指導主事としての職務及び指導主事の事務の総括掌理
	指導主事	法第19条第3項に規定する職務及び課の特定事務
	生徒指導専門指導員	生徒指導に関する専門的指導員
	主幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
	主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
	主事	一般的な業務を行う職務
社会教育主事	社会教育法第9条の3第1項に規定する職務	
社会教育主事補	社会教育法第9条の3第2項に規定する職務	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育総務課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月26日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

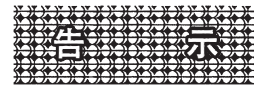
第5条中「第5号の業務」の次に「のうち前条第1項第4号のアの業務」を加え、同条第1号中「3,200円」を「6,400円」に、「6,400円」を「12,800円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同条第3号中「1,500円」を「3,000円」に、「3,000円」を「6,000円」に改め、同条第4号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同条第5号中「のうち前条第1項第4号のアの業務」を削り、「1,700円」を「2,400円」に改め、同条第6号及び第7号を削り、同条第8号を同条第6号とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年1月1日から施行する。
(教員特殊業務手当の額の特例)
- 平成21年1月1日から平成22年3月31日までの間における長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第24条の3第1項第4号の業務のうち学校職員の特殊勤務手当に関する規則第4条第1項第4号のイの業務に8時間以上従事した職員に対して支給する教員特殊業務手当の額は、この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する規則第5条第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる額に100円を加算した額とする。

義務教育課

**選告示第38号**

政治資金規正法事務取扱規程（昭和51年選告示第5号）の一部を次のように改正し、平成21年1月1日から施行します。

平成20年12月26日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

第1条中「収支報告書の閲覧」を「収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付」に改める。

第3条の見出し中「収支報告書」を「収支報告閲覧対象文書」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は法第19条の14の規定」に、「(以下「報告書」を「又は政治資金監査報告書(以下「収支報告閲覧対象文書」に改める。

第4条中「報告書」を「収支報告閲覧対象文書」に、「報告書閲覧者受付簿」を「収支報告閲覧対象文書閲覧者受付簿」に改める。

第5条第1項中「報告書閲覧者受付簿」を「収支報告閲覧対象文書閲覧者受付簿」に、「報告書」を「収支報告閲覧対象文書」に改め、同条第2項中「報告書」を「収支報告閲覧対象文書」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付)

- 第7条 法第20条の2第2項の規定により、収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書（様式第5号）を県委員会に提出しなければならない。
- 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めるものとする。
 - 県委員会は、法第20条の2第2項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあつた日から30日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
 - 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。
 - 法第20条の2第2項の規定による請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があつた日から60日以内にそのすべてについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りるものとする。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。